

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とします。

令和8年2月5日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

三軒茶屋駅周辺街づくり手法調査検討業務

#### (2) 業務委託の内容

##### ① 三軒茶屋二丁目全域の基礎調査

(対象区域における土地利用・建物現況等の基礎調査および防災面での課題整理)

##### ② ①を踏まえ、対象区域内において特に課題が顕著である一定範囲の地区（以下、「検討対象地区」という）を発注者と協議のうえ設定し、街づくりに向けた手法や制度（※）の活用可能性検証および比較検討分析を行う

※検討を想定する街づくり手法や制度の例

- ・市街地再開発事業

- ・地区画整理事業

- ・地区計画

- ・防災街区整備事業

- ・都市再生整備計画

- ・街区再編まちづくり制度（東京都のしゃれた街並みづくり推進条例）

- ・その他、上記によらず、防災性向上につながる建替え誘導や共同化を促進する制度等

##### ③ ②を踏まえ、検討対象地区における地区整備方針（案）作成

※地区整備方針案は検討対象地区の課題解決および三茶のミライ実現に向け、具体的に導入をすべき手法・制度等を位置づけ、実現に向けて調整が必要なステークホルダーやスケジュールを提案するものとする。

##### ④ 報告書の作成

#### (3) 履行期間

契約の日から令和9年3月24日（水）まで（単年度契約）

#### (4) 対象区域（【別紙1】対象区域図 参照）

三軒茶屋二丁目地区

### 2. プロポーザルに参加できる者の資格

次の要件を満たす法人であること。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 令和2年度以降に、都内区市において、以下いずれかの業務（以下、同種業務という）の受託実績があること。（発注者は自治体に限定しない）
  - ・市街地再開発事業に関する調査又は支援業務
  - ・土地区画整理事業に関する調査又は支援業務
  - ・街区再編まちづくり制度に関する調査又は支援業務
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問 及び所属している団体でないこと。  
選定委員会の構成員は以下のとおり
  - ・選定委員会の構成員は以下のとおり。

委員長 世田谷総合支所長 三浦 与英

委員 防災街づくり担当部防災街づくり課長 小野 道寛

委員 防災街づくり担当部市街地整備課長 小林 正光

委員 世田谷総合支所街づくり課長 菊池 正則

※人事異動による構成員の変更があった場合は別途通知する

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- ① 企業実績
- ② 予定技術者の業務実績等
- ③ 業務実施体制
- ④ 業務の実施方針／業務の実施手法及び業務フロー
- ⑤ 特定テーマに対する提案
- ⑥ 資料作成能力
- ⑦ 工程計画

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課（担当：赤堀、高橋）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（世田谷区役所西棟2階）

電話：03（5432）2872 FAX：03（5432）3055

#### (2) 説明書の配布

- ① 期 間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月20日（金）午後5時まで
  - ② 方 法：区のホームページからダウンロード
- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ① 期 限：令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
  - ② 場 所：上記（1）と同じ
  - ③ 方 法：持参（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送  
(郵送等の場合は宅急便や書留等、送達確認できるものに限る)
- (4) 提案書等の受領期限並びに提出場所及び方法
- ① 期 限：令和8年4月8日（水）午後5時まで（必着）
  - ② 場 所：上記（1）と同じ
  - ③ 方 法：電子メールもしくは持参又は郵送  
(電子メールを送信した場合は、必ず電話にて到達の確認を行うこと)

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための窓口：上記5（1）と同じ
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 詳細は実施要領兼説明書による。

## 【別紙1】対象区域図

対象区域：三軒茶屋二丁目地区

